

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ザンビア北西部州メヘバの元難民のための再定住地において、元アンゴラ難民とザンビア人を含む住民の生計活動実施基盤を整備することを目的とする。当会が他資金を活用してこれまでに組織した、住民約 260 世帯で構成される 11 の自助グループを支援対象¹とし、1) 生計活動に必要な資機材の供与、2) 自助グループ単位での生計活動共同実施体制の構築、3) 生計活動に関する情報交換の場の形成、4) 自助グループの組織運営能力の強化を行う。これにより、住民がより効率的・効果的に生計活動を行うための基盤を整える。 This project aims to enable conducive environment for the residents in Meheba local integration area to conduct livelihood activities through provision of equipment/ materials, assisting the residents to conduct group livelihood activities, promoting information exchange and improving of group management skills. The targeted beneficiaries are about 260 Zambian and former Angolan refugee households.
(2) 事業の必要性 (背景)	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ ザンビアは中所得国として位置づけられているが、農村部の貧困率は 76.6%²であり、都市（貧困率 23.4%）と農村の社会経済的格差が顕著である。一方、同国は、1964 年の独立以来周辺諸国から難民を受け入れ、地域の安定のために積極的な役割を担ってきた。 ザンビアには 2018 年 10 月末時点で、約 5 万人以上の難民に加え、母国の紛争終結から一定期間が経過したことにより難民資格が停止したアンゴラおよびルワンダ出身の元難民約 2 万 2 千人以上が生活している (UNHCR、2018 年 10 月 31 日)。同政府は 2014 年より、国連機関と協働で元難民に対する「現地統合政策」を策定・実施しており、本政策実行のためにも国際社会からの支援を必要としている。 (イ) 事業地、事業内容選定の理由 ①事業地選定の理由 ザンビアの元難民現地統合政策は、雇用や移動の自由を認める滞在許可証³を発行すること、また、本政策で定めた元難民のための再定住地（以下、再定住地）内にて土地区画を付与⁴することを通じ、同地への移住・定着を促すものである。ザンビア政府は、ザンビア人に対しても同地に土地を付与し、元難民とザンビア人が共同で地域開発を進めることによる難民問題の恒久的解決を目指している。難民問題の長期化が世界各地で課題となる中、これらの取り組みは、難民の自立を促進し、難民問題の有効な出口戦略として、世界的にも注目を集めている。また、本政策は、昨年 12 月、国連で採択された難民問題解決枠組みである「難民に関するグローバル・コンパクト」の流れにも沿うものである。 本申請事業の事業地である北西部州カルンビラ郡メヘバは、東京 23 区と

¹ 全 11 グループに約 1,700 人が参加している。1 グループの平均世帯数は 24 世帯（約 160 人）である。

² Zambia in Figure 2018. Republic of Zambia, Central Statistical Office, 2018.

³ 元難民の母国政府からのパスポート発行が前提条件となる。

⁴ 移住後 2 年の経過をもって、正式に土地の所有者となることができる。

同等の面積（約 650 平方キロメートル）を持つ、ザンビア国内最大の難民居住地のひとつである。メヘバは A から H 地区の 8 地区に分かれ、主に A から D 地区に約 2 万人の難民と元難民が生活しているが、2014 年に G、H 地区が、2016 年から 2018 年にかけて E、F 地区の一部が元難民のための再定住地として分画され、ザンビア政府は元難民の同地区への移住を目指している⁵。

しかしながら、分画された再定住地（E～H 地区）は未開発の森林地帯であり、2014 年以前にはほぼ居住者がいない土地であった。A～D 地区およびザンビア内の他の地域から E～H 地区に移住する世帯は、草木の生い茂る土地を区画を開墾し、住居や田畑の整備を自力で一から行い、衣食住を確保するための生活基盤を整えなければならない。ほとんどの移住世帯は金銭的蓄えに乏しく、移住先での生活基盤整備を完全な自助努力で整えることは非常に困難であり、行政ないしは援助機関からの支援が不可欠である。一方、メヘバ再定住地を管轄する北西部州カルンビラ郡は分割再編されてから 3 年程度の新しい自治体であり、人的・財政的リソースは限られ、郡全域において基礎的社会インフラの整備や十分な社会サービスの提供を行う体制は整っていない。また、再定住地における国際機関等による支援は、資金不足により実施が大きく遅れている。A～D 地区の難民居住地側では国際機関による農業資機材の配布や現金給付などが行われている一方、元難民およびザンビア人が生活する再定住地側では、2018 年中に各機関が計画した支援活動のほとんどが未だ実施に至っていない。

行政等による支援の欠如の中、社会基盤が未整備の再定住地に移住した住民が生活していくためには、住民間で自助・共助できる仕組みを構築しつつ、住民が自力で生活基盤を整備できるよう支援していくことが不可欠である。住民世帯の組織化により、井戸等の地域の共有資産の維持管理や、高齢者などの脆弱世帯の住居整備の手助けなど、個々の世帯単位では実現できない互助による生活基盤の整備が可能となる。

②事業内容選定の理由

【これまでの事業の成果】

当会は 2017 年 3 月から 2019 年 4 月にかけて、メヘバ元難民再定住地において、水衛生管理を通じた社会関係基盤強化事業（以下、先行事業）を実施した。この先行事業は、住民が再定住地内の水衛生管理を共同で行う体制を整備するとともに、それを通じ、住民同士の交流を活性化させ、自助・共助に必要な社会関係を構築することを目指すものである。具体的には、①自助グループの組織および運営能力の強化、②井戸等水施設の管理能力の強化、③衛生管理能力の強化の 3 つの活動を実施してきた。

先行事業では、再定住地に住む元難民およびザンビア人約 260 世帯が参加する 11 の自助グループを組織した。各自助グループにおいて、リーダーや会計係等の運営委員、井戸の保守点検を担う水管理委員会、井戸の修理を担う井戸修理工、地域の衛生改善を担う衛生啓発委員をそれぞれ選出し、各種の能力強化研修を実施した。その結果、自助グループで集金した資金を元に修理工が井戸の修理を行うといった自助努力による水源管理の実現や、再定住地内の衛生環境の改善といった成果がでている。先行事業を通

⁵ Strategic Framework for the Local Integration of Former Refugees in Zambia, UNHCR, 2014 およびザンビア国元難民現地統合に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート、JICA、2017

じ、互いに協働する仕組みがなかった住民が新たな社会関係を築き、自助・共助の活動を始めている。

【先行事業の実施を通じて見えてきた課題】

上述の通り、先行事業を通じて住民が自助・共助活動を開始したことは大きな成果と言える。一方、住民の生計基盤の脆弱さは依然として深刻な課題である。

当会が行った調査によると、メヘバの住民の 9 割以上は小規模農業に従事している。その多くが自家消費であり、余剰作物ができた場合にのみそれを販売しわずかな現金収入を得ている。2017 年に JICA が調査した結果では、再定住地の世帯のうち約 7 割は平均年収が 1,000 ザンビアクワチャ（約 11,000 円）以下であり、ザンビアの小規模農家世帯の平均年収 8,317 ザンビアクワチャ（約 91,000 円）と比べ極めて低い。住民は一世帯につき 5 または 10 ヘクタールという広大な土地を与えられるが、肥料などの農業資材を購入できないために収穫高が上がらないことや、再定住地内の市場が機能していないことから、現金収入を得る機会は限られている。加えて、メヘバ外にある市場に行くためには一回に 70～100 ザンビアクワチャ（約 770 円～1,100 円）の交通費がかかり、これを個人単位で捻出することは多くの住民にとって非常に困難である。自助グループ単位で農作物を市場に輸送する仕組みを構築できれば、交通費の一人当たりの負担額が減り、これまで外部市場で農作物を販売できなかった住民が販売機会を持つことが可能となる。

また、先行事業で組織した自助グループは、自助・共助活動を開始できているものの、依然として組織運営基盤の強化が必要である。グループとしての活動計画の策定や、集金額の目標を立てた着実な集金、会計帳簿の記載等が十分に行われている自助グループは少ない。また、リーダーがメンバーに向け、グループ活動参加への呼びかけを十分にできていないことなどから、グループの定例会や互助活動に参加するメンバーが限られ、これらメンバーの負担増も懸念されている。したがって、自助グループが持続的に運営され、住民生活を支える一部として定着するためにはリーダーを中心とした組織運営能力の強化が不可欠である。

上述の通り、農業を中心とする生計活動の実施基盤を整備する必要性は非常に高い。個々の住民の持つ資源は極めて限定的であることから、事業介入の効果を最大限に発現するためには先行事業で醸成した自助・共助関係の素地をさらに強化し、グループを単位とした生計活動基盤強化に取り組むことが肝要である。

●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性

本事業は、SDGs 目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット 1.2「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」、および、SDGs 目標 2「飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」のターゲット 2.3「2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」の達成に資する。

	●外務省の国別開発協力方針との関連性 外務省国別開発協力方針事業展開計画では、「鉱業への過度の依存から脱却した裾野の広い持続的経済成長の促進」が大目標として掲げられ、この達成のために、「国内製造業及び農業の活性化のための生産性の向上及び生産の安定化」が開発課題として挙げられている。本事業は、メヘバ元難民再定住地の住民が農業をはじめとする生計活動を行う環境を整備するものであることから、国別開発協力方針に合致すると言える。 ●「T I C A D VIにおける我が国取組」との関連性 当事業は、元難民再定住地において、住民の生計活動実施のための環境を整備することを目指す。住民の生計基盤は主として農業であり、ナイロビ宣言の優先分野の1つである「繁栄の共有に向けた社会安定化」における、農業の振興を通じたアフリカにおける食料安全保障の促進の達成に資するものである。
(3) 上位目標	メヘバ元難民再定住地において生計活動が活性化され、住民の社会経済的自立が促進される
(4) プロジェクト目標（今期事業達成目標）	メヘバ元難民再定住地において、生計活動を実施するための基盤が構築される
(5) 活動内容	活動 1. 生計手段に必要な資機材の供与 1-1 11の自助グループを対象に、農機具、商品販売用備品、種苗、肥料を含むスタートアップキットを供与する。種苗や肥料は、郡農業局との協議のもと、メイズや大豆等、耕作環境や生育時期の面で適するものを選定する。 1-2 種苗や肥料を最大限に有効活用するため、スタートアップキットの使用方法について、各自助グループから3名ずつ選定する生計活動委員（活動2も参照）計33名、およびグループリーダー、副リーダー計22名を対象に4日間の研修を実施する。研修には、農業省の職員を講師として招聘する。 1-3 自助グループに供与した資機材の運用や管理について、自助グループごとに協議し、資機材の共同管理ルールを策定する場を設ける。必要に応じ、ルールの実効性や内容について助言する。 活動 2. 自助グループ生計活動委員の育成および共同輸送実施支援 2-1 各自助グループから3名ずつ、生計活動委員を選定する。選出は自助グループ内での選挙等、メンバーによる主体的な方法を採用し行う。 2-2 各自助グループから選出した生計活動委員計33名、およびリーダー、副リーダー計22名を対象に、1日間の生計活動委員育成研修を実施する。生計活動委員の役割の確認や年間スケジュールの確認等、グループ共同での生計活動を開始するための内容を学ぶ。 2-3 各自助グループに自転車2台ずつを供与する。自転車はグループの生計活動委員が共同利用し、メンバーの世帯を巡回して生計活動の視察や助言を行う。管理方法は2-2の研修中に生計活動委員自身で協議し決定する。 2-4 商品販売のための共同輸送体制（借上車両等）について、生計活動委員計33名とリーダー、副リーダー計22名を対象に2日間の研修を行う。参加者は共同輸送体制の基本的な運用方法を学び、共同輸送のための商品収集場所、時間、担当者、記録方法等の素案を作成する。その後各グルー

	プにて共有、協議し、グループ単位の共同輸送体制を決定する。なお、共同輸送実施にあたっては、グループとの協議に基づき、必要に応じて交通費の一部を補助する。 2-5 共同輸送の際に生じた課題の解決に向けて自助グループの活動の見直しや修正を行うため、生計活動委員計 33 名とリーダー、副リーダー計 22 名を対象に 2 日間のフォローアップ研修を実施する。当会で雇用する生計活動専門家が講師を務め、必要に応じて郡の農業担当者等に助言を求める。 2-6 当会職員が、生計活動委員や自助グループメンバーの世帯を訪問し、また、共同輸送に帯同することにより、自助グループの生計活動実施状況を確認し、適宜助言を行う。 活動 3. 生計活動に関する情報共有促進およびネットワーク形成 3-1 住民の生計活動実施の窓口となる行政機関担当者、および生計活動を促進するための情報提供元になるステークホルダーのリストを整理する。 3-2 生計活動等について知識を持つ自助グループメンバーから他メンバーへの情報共有を活発にするため、生計活動等自助グループの活動にかかる勉強会の開催を促し、行政担当者等ステークホルダーの参加を調整する。 3-3 グループが農作物等の生計活動の成果品を持ち寄り、生計活動の成果、課題を乗り越えるための工夫等を全グループが共有し合う発表会(1回)を、行政関係者やメディア等も招いて開催する。 活動 4. 自助グループの組織運営能力向上支援 4-1 各自助グループのリーダーらを対象に、2 日間の組織運営・会計フォローアップ研修を実施する。グループ活動に参加するメンバーが少ない、集金が定期的に行えないといった、現状のグループ活動における問題点の把握や解決策の議論、リーダーの果たすべき役割の再確認、組織運営にあたり基盤となる活動計画の策定や見直し、メンバーから徴収する会費についての会計帳簿作成の復習等を行う。 4-2 各自助グループの組織運営・資金管理状況や各委員（生計活動委員、水管理委員、衛生啓発委員等）の活動状況についてモニタリングする。併せて、上記研修内容が活用されているかどうかを確認し、適宜指導する。 裨益人口 21,700 名 直接裨益者 1,700 名（約 260 世帯）、間接裨益者 18,000 名⁶（元難民現地統合政策対象者）
(6) 期待される成果と成果を測る指標	成果 1. 各自助グループが、生計活動実施に最低限必要な農機具等の資機材を常に利用できるようになる。 1. 研修参加者の 70%以上、各グループでは少なくとも 3 名以上が、供与された農機具や資機材の活用方法につき理解を深める⁷。

⁶ ザンビア国 元難民現地統合に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート、JICA、2017

⁷ 先行事業にて水管理委員を育成し、事業終了時に能力テストを行った結果、70%以上の委員が住民に井戸の適切な使用方法を指導できており、当該井戸が問題なく継続使用されていることがわかった。当申請事業でも同水準を目指す。なお、参加者をグループ別に見た場合、各グループからの参加人数は 5 名であるため、能力テスト合格者がグループに 3 名の場合、当該グループ内での合格率は 60%となるが、本指標では、全参加者の平均 70%を目指すこととし、3 名しか合格点に届かなかったグループについては、モニタリング時の追加説明を実施するなどして、知識の強化・定着を図

	2. 各自助グループが農機具や資機材の管理・利用ルールを策定し、80%以上のグループがルールに則った管理運用をする⁸。 3. 調査対象の住民のうち 80%以上が、必要な時に農機具・資機材にアクセスできたと回答する。 【確認方法】研修内容理解度テスト、自助グループの策定した管理・利用ルールの確認、農機具・資機材管理状況チェックリスト、自助グループメンバーへのインタビュー調査、モニタリング <u>成果 2. 各自助グループにて選出した生計活動委員が中心となり、グループにおける商品共同輸送等の協働の仕組みが策定・構築され、実施される。</u> 1. 各自助グループから各 3 名の生計活動委員が選出される。 2. 各自助グループにおいて、グループごとの商品共同輸送のルール・仕組みが策定される。 3. 半数以上の自助グループが 2 ヶ月に 1 回以上、メンバーの生産した商品をソルウェジ等の市場に共同輸送し販売する⁹。 【確認方法】自助グループ会合記録および帳簿の確認、自助グループが策定した商品共同輸送ルールの確認、モニタリング <u>成果 3. 住民が生計活動等のグループ活動に関して必要な知識・情報や助言を得られるようになる。</u> 1. 勉強会前後の知識確認テストで、調査対象の参加者の平均点が 7 割以上となる¹⁰。 2. 事業開始時に比べ、調査対象の住民において、生計活動に関する情報入手先や農業等に関して相談できるリソースパーソンがいると回答する人数が増加する。 【確認方法】知識確認テスト、勉強会記録の確認、自助グループメンバーへのインタビュー調査 <u>成果 4. 自助グループリーダーの組織運営能力が強化され、グループにおける互助活動が効果的・持続的に行われる。</u> 1. 全自助グループが活動計画を策定し、振り返りがなされる。 2. 全自助グループにより各互助活動に必要な費用が算出される。集金の頻度がグループごとに定められ、住民に周知される。 3. 調査対象者の少なくとも 70%が事業期間中に自助グループ活動を通じて便益を得られたと回答する。また、今後もグループ活動を続ける意思があると回答する¹¹。 【確認方法】組織運営・会計フォローアップ研修記録の確認、活動計画の
--	--

る。

⁸ 先行事業にて供与した資機材（水運搬用リヤカー）について、80%のグループが適切に管理運用でき、住民のリヤカーへのアクセスも担保できていたため 80%と設定した。指標 3 においても同じ理由から 80%と設定している。

⁹ 先行事業の経験より、半数程度のグループが 2 か月に 1 度以上何らかの互助活動を行っていることが分かっており、本事業においても同水準を目指す。

¹⁰ 先行事業で実施した水管理委員の能力テストにおいて、平均点が 7 割であり、井戸管理も適切に行われていたことがわかっているため、同水準を目指す。

¹¹ 調査対象者数は、状況により変更する可能性はあるが、50 名程度を目安とする。先行事業においてリーダーから聞き取りをしたところ、ほぼ全員がグループ活動の意義を認める発言をしていた。リーダーらは研修に参加したなどの理由から直接的に事業の影響を実感しやすかったと考えられるが、一方で、本指標の調査対象はグループ内で役職等につかないメンバーも含めランダムに選定するため、70%と設定した。

	確認、定例会議事録の確認（振り返り記録、必要費用の算出額記録）、帳簿の確認、自助グループメンバーへのインタビュー調査、モニタリング
(7) 持続発展性	農機具等資機材は、カルンビラ郡農業局ないしは再定住地常駐の現地統合政策のスキームコーディネーター¹²に供与し、農業局もしくはスキームコーディネーターが維持管理を担う。但し、各種資機材は自助グループが必要な際に常時利用できるよう調整する。住民に供与するスタートアップキットの内容決定、住民による商品共同輸送体制の構築ワークショップ開催、共同輸送体制や勉強会実施を含む自助グループの生計活動状況のモニタリング等はカルンビラ郡農業局の協力のもと行い、事業終了後も自助グループが農業局の指導を受けられる関係性を構築する。また、生計活動に限らず、自助グループの定例会等の活動計画や実施状況をスキームコーディネーターと随時共有するよう促し、自助グループが課題に直面した際にはスキームコーディネーターおよび関係する郡や省庁からの支援につなげられる関係性を築く。共同輸送活動や勉強会、定例会の実施において万一目標とする成果達成に至らないグループがあった場合は、カルンビラ郡農業局またはスキームコーディネーター等が引き続きフォローアップできるよう、事業実施中から、各自助グループとの関係性強化に努める。スキームコーディネーターの元には今後 JICA ボランティアが派遣され、コーディネーターの業務補佐につく予定であり、同ボランティアによるフォローアップもなされるよう働きかける。 2020 年からは JICA が再定住地にて、小規模灌漑・市場志向型農業支援や現地統合政策に携わる行政の能力強化支援を行う計画であり、行政による既存の生計支援プログラム等の見直し、強化も行われる見込みである。このため、本申請事業の期間は 1 年間とした。本事業の実施を通じて得られた成果や学びを JICA とも共有し、再定住地の住民に対する継続・発展的な支援につなげるとともに、本事業終了後のメヘバ元難民再定住地における当会の支援の是非やあり方についても考えていく。 現状、再定住地の住民は 1) 種苗等の資機材へのアクセス、2) 市場での販売機会、3) 農業に関する知識を得る機会のいずれもが欠如しているため、収穫高が上がらない、農作物の販売による現金収入が上がらないという課題に直面している。本事業により農業活動及び生計活動の基盤が整備されることを通じ、事業終了後の数年後には上記課題に改善が見られることが期待されている。これらの課題が改善されているかについて、各自助グループのリーダー、管轄の農業局、スキームコーディネーター等から聞き取る等により、本事業の成果を測ることができる。

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)

¹² 現地統合政策スキームコーディネーターは 2018 年度までは UNDP、2019 年度からは現地統合政策の主管である副大統領府移住局に所属し、現地統合政策に係るドナー、支援団体、現地コミュニティ、カルンビラ郡および関連省庁との調整、および現地統合政策実施支援を担う。